

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年6月10日

【会社名】 株式会社ぱど

【英訳名】 PADO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小澤 康二

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町3-23

【電話番号】 03-5216-9180

【事務連絡者氏名】 取締役管理統括本部長 小泉 一郎

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木6-8-10

【電話番号】 03-5216-9180

【事務連絡者氏名】 取締役管理統括本部長 小泉 一郎

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）

【届出の対象とした募集(売出)金額】 (第2回新株予約権)
その他の者に対する割当 2,835,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額
1,240,335,000円

(注) 新株予約権の払込金額の総額及び払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出現在における見込額です。また、新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年6月5日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、新株予約権の募集条件その他新株予約権発行に関し必要な事項が2020年6月10日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）

(1)募集の条件

(2)新株予約権の内容等

2 新規発行による手取金の使途

(1)新規発行による手取金の額

(2)手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

3 発行条件に関する事項

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

<訂正前>

発行数	4,500,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	2,835,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、新株予約権1個あたりの発行価額に4,500,000を乗じた金額とする。)
発行価格	新株予約権1個につき0.63円(新株予約権の目的である株式1株につき0.63円)とするが、株価変動等諸般の事情を考慮の上で新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として当社取締役会が定める2020年6月10日又は2020年6月11日のいずれかの日(以下「条件決定日」といいます。)において、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」に定める方法と同様の方法で算定された結果が0.63円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	2020年6月29日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ぱど 管理統括本部 東京都千代田区紀尾井町3-23
払込期日	2020年6月29日(月)
割当日	2020年6月29日(月)

払込取扱場所	株式会社横浜銀行 本店営業部 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号
--------	--

(注) 1. 第2回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、2020年6月5日付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

<訂正後>

発行数	4,500,000個(新株予約権1個につき1株)
発行価額の総額	2,835,000円
発行価格	新株予約権1個につき0.63円(新株予約権の目的である株式1株につき0.63円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期日	2020年6月29日(月)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ぱど 管理統括本部 東京都千代田区紀尾井町3-23
払込期日	2020年6月29日(月)
割当日	2020年6月29日(月)
払込取扱場所	株式会社横浜銀行 本店営業部 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号

(注) 1. 第2回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)については、2020年6月5日付の当社取締役会及び2020年6月10日付の当社取締役会において発行を決議しております。

(後略)

(2) 【新株予約権の内容等】

<訂正前>

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の総数は4,500,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2. 行使価額の修正基準</p> <p>本新株予約権の行使価額は、2020年6月30日以後(同日を含む。)、各取引日(株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいい、以下、「修正日」という。)毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」といいます。)の93%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り下げた額(以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額(本欄第4項に定義する。)を下回る場合、下限行使価額とする。)に修正される。また、各修正日の直前取引日に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日の終値は当該事由を勘案して調整され</p>
--------------------------	--

	<p>る。</p> <p>3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、各取引日毎に修正される。</p> <p>4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、<u>条件決定日の直前取引日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値とする。以下、同じ。）（以下「条件決定基準株価」という。）の50%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた額とする。</u> 但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。</p> <p>5. 割当株式数の上限 4,500,000株（2020年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は22.496%）</p> <p>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 675,585,000円（<u>発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額を行使価額の下限と仮定し、当該行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の見込みの金額である。本欄第4項に記載のとおり、下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額となり、実際の金額は条件決定日に確定する。そのため、上記の発行決議日の直前取引日の終値の50%により算定された金額よりも下回る可能性がある。さらに本新株予約権は行使されない可能性がある。</u>）</p>
--	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、当初、<u>条件決定基準株価の93%に相当する金額とする（1円未満の端数を切り下げるものとする。）</u>（以下「当初行使価額」という。）。</p>
----------------	---

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p><u>1,253,835,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。実際の払込金額（発行価額）の総額は条件決定日に確定するため、本有価証券届出書提出日現在における見込額とは異なる可能性がある。）</u></p> <p>(注)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	---

(中略)

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

（中略）

(2)資金調達方法の概要

（中略）

行使価額の修正

（中略）

下限行使価額は、条件決定日の直前取引日の取引所における条件決定基準株価の50%に相当する金額としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達の確実性を高めるという要素を2020年4月に割当予定先と当社取締役会長である畑野で議論の上決定したものであります。

（後略）

<訂正後>

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的である株式の総数は4,500,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、2020年6月30日以後（同日を含む。）、各取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいい、以下、「修正日」という。）毎に修正される。本項に基づき行使価額が修正される場合、行使価額は、修正日の直前取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」といいます。）の93%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り下げた額（以下「基準行使価額」という。但し、当該金額が下限行使価額（本欄第4項に定義する。）を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。また、各修正日の直前取引日に別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該修正日の直前取引日の終値は当該事由を勘案して調整される。 3. 行使価額の修正頻度 行使価額は、各取引日毎に修正される。 4. 行使価額の下限 「下限行使価額」は、当初148円とする。 但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。 5. 割当株式数の上限 4,500,000株（2020年3月31日現在の発行済株式総数に対する割合は22.496%） 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 668,835,000円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）
---------------------------------	--

(中略)

新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、当初、<u>275円</u>とする(以下「当初行使価額」という。)</p>
----------------	--

(中略)

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>1,240,335,000円</p> <p>(注)別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>
---------------------------------	--

(中略)

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(中略)

(2)資金調達方法の概要

(中略)

行使価額の修正

(中略)

下限行使価額は、148円としますが、上表「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の定める行使価額の調整の規定を準用して調整されます。

下限行使価額の水準については、割当予定先の投資家としての収益確保と、当社として資金調達の確実性を高めるという要素を2020年4月に割当予定先と当社取締役会長である畑野で議論の上決定したものであります。

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

--	--	--

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,253,835,000	7,200,000	1,246,635,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の取引所の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の終値の93%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
4. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、第三者調査機関による調査費用、第三者委員会の意見書費用等の合計額であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

<訂正後>

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,240,335,000	7,200,000	1,233,135,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。
3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本新株予約権の発行に関する弁護士費用、評価算定費用、第三者調査機関による調査費用、第三者委員会の意見書費用等の合計額であります。
4. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- (注) 2の全文削除並びに3、4及び5の番号変更

(2) 【手取金の使途】

<訂正前>

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,246,635,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。なお、下記～までの使途のうち、よりも～への充当を優先的に行い、～の中では支出時期の早いものから充当する予定です。また、～に充当予定の資金が調達できなかった場合には、別の手段で調達することとし、その方法につきましては決定次第適時に開示いたします。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期

フリーペーパー事業の推進のための組織再編及び採用に関する費用	151	2020年10月～ 2022年3月
本社機能移転及び支局の統廃合に関する投資及び費用	15	2020年6月～ 2022年3月
システム刷新に関する投資及び費用	70	2020年6月～ 2022年3月
M&A及び資本・業務提携に係る投資及び費用	1,010	2021年1月～ 2022年3月
合 計	1,246	-

本資金調達、資金調達手法の切り替えであるため、調達する資金の使途は、2020年4月10日に発行した第1回新株予約権によるものと同様となります。なお、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金113,226,100円は現在当社の銀行口座にて全額預金として保管しており、今後、上記及びと同じ資金使途に充当することを予定しておりますので、上表の及びの金額につきましては、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金から充当する金額を差し引いて記載しております。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

フリーペーパー事業の推進のための組織再編及び採用に関する費用

プラットフォームを開発するエンジニアやプロジェクトマネージャー、プラットフォームへの集客や新たな顧客の開拓等を実施するマーケティング人員、電話や電子メール等の手段を活用し顧客先へ訪問せずに顧客との商談を獲得する非訪問型営業であるインサイドセールス人員、実際に顧客先まで訪問し顧客を獲得する訪問型営業であるフロントセールス人員、顧客満足度を高めるため、提供しているサービスやシステムをその顧客が使いこなせるように導入支援やサポートを行い、顧客満足度を向上させ解約防止等を目指すカスタマーサクセス人員を採用する予定です。これにより、アプローチすべきエリア、業界等を適切に選定し、インサイドセールスが顧客の開拓を専門に行うことで顧客開拓の数と質を高め、それによりフロントセールスは顧客に寄り添える時間を最大化でき、カスタマーサクセスチームにより顧客満足度を向上させ解約率の低下を抑えることが可能と判断しております。

当該施策のための費用として、2020年10月から2022年3月までの間に151百万円の支出を予定しております。

本社機能移転及び支局の統廃合に関する投資及び費用

営業エリアごとに最適な営業人員を配置させる再編を行い、エリアの絞込みだけでなく、関内、湘南、城南、城東、立川、町田等の営業・制作拠点を統廃合することにより、営業活動を集中化させ、1人あたりの管理コストの効率化（営業管理、配布管理システムや会計システム等を刷新し月々に掛かる費用を減少させることや拠点が分散することによるコミュニケーションコストを削減すること、オフィスの座席数に余裕のある拠点への吸収、又は新たなオフィスを賃貸すること等も含まれます。）により、組織内の連携強化も実施いたします。また、現在麹町に所在する本社機能は、旧支配株主グループとの間の転賃借契約に基づくものであり、情報管理等の観点から、6月末頃を目途に移転を完了する予定です。

当該施策のための投資及び費用として、2020年6月から2022年3月までの間に15百万円の支出を予定しております。なお、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金のうち84百万円についても、当該施策のための投資及び費用として充当する予定です。

システム刷新に関する投資及び費用

フリーペーパー事業の新たなプラットフォームを開発するための一部作業について外注いたします。また、管理コストを効率化し、上場企業としてのコンプライアンスを網羅した、経営分析、業務効率化を兼ね備えた営業管理システム、配布管理システム、会計システム等に刷新し、コスト削減だけでなく1人あたりの管理コストの効率化を実施する予定です。

当該施策のための投資及び費用として、2020年6月から2022年3月までの間に70百万円の支出を予定しております。なお、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金のうち30百万円についても、当該施策のための投資及び費用として充当する予定です。

M&A及び資本・業務提携に関する投資及び費用

当社グループは、これまで新規事業の立ち上げや開発力強化のためにM&A等を活用することはなく、自力で事業立ち上げを実施してまいりました。しかしながら、予想を超える収益環境の変化においては、事業の拡大及び収益の多角化をこれまで以上に加速させることが企業価値の向上に資するものと考え、そのための手法として、M&A等を含めた投融資資金の活用に取り組むことを決断いたしました。

M&A等の対象としては、当社のフリーペーパー事業の構造的な見直しに伴う新たなメディア事業を創出することができる企業、具体的にはデジタルプラットフォームを開発するエンジニアやデザイナーを有し、この開発したシステムを運用する能力のある企業を想定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として新しい生活様式への変化が提唱されるなど社会全体が変革期にある状況を踏まえ、収益の多角化の観点から、フリーペーパー事業のみならずポストコロナにおいて発展性のある事業・業種を対象としたM&Aも視野に入れております。新型コロナウイルスへの対応のため、第1回新株予約権の発行以降、具体的なM&Aの検討までには至っておらず、現時点において、本格的な検討段階にある具体的なM&A・資本業務提携案件は存しないものの、財務健全性の維持は、希少なM&Aや資本業務提携の機会を迅速かつ柔軟な形で結実させるうえで極めて重要な要素であり、そのような機会を逸しないためにも予め一定額の資金を確保しておくことが肝要であると考えております。そこで、当社は、創業からこれまでの間に実施又は検討したM&A及び資本業務提携案件の金額や件数を踏まえて、上記支出予定時期にわたって当社が想定する会社とのM&A及び資本業務提携のために、総額約1,010百万円の投資が必要になるものと判断いたしました。

なお、外部環境の変化等によりM&A等が実施されない場合、又は投融資資金に未充当額が生じた場合には、2022年3月末までを目処に、既存事業であるフリーペーパー事業のコンテンツ強化による集客力の向上等、既存事業の更なる成長・拡大をM&A等の投融資によらず自力で行っていくための事業規模の拡大に伴う資金に充当いたします。また、その際には適時に開示いたします。

また、今後のM&A及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合又は変更された場合等、進捗に伴い、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

（後略）

<訂正後>

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,233,135,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な用途については、以下のとおり予定しています。実際に充当するまでの間は、安全性の高い預金口座等にて運用・管理していく予定です。なお、下記～までの用途のうち、よりも～への充当を優先的に行い、～の中では支出時期の早いものから充当する予定です。また、～に充当予定の資金が調達できなかった場合には、別の手段で調達することとし、その方法につきましては決定次第適時に開示いたします。

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
フリーペーパー事業の推進のための組織再編及び採用に関する費用	151	2020年10月～ 2022年3月
本社機能移転及び支局の統廃合に関する投資及び費用	15	2020年6月～ 2022年3月
システム刷新に関する投資及び費用	70	2020年6月～ 2022年3月
M&A及び資本・業務提携に係る投資及び費用	996	2021年1月～ 2022年3月
合計	1,233	-

本資金調達は、資金調達手法の切り替えであるため、調達する資金の用途は、2020年4月10日に発行した第1回新株予約権によるものと同様となります。なお、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金113,226,100円は現在当社の銀行口座にて全額預金として保管しており、今後、上記及びと同じ資金用途に充当することを予定しておりますので、上表の及びの金額につきましては、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金から充当する金額を差し引いて記載しております。

調達資金の使途の詳細は以下の通りです。

フリーペーパー事業の推進のための組織再編及び採用に関する費用

プラットフォームを開発するエンジニアやプロジェクトマネージャー、プラットフォームへの集客や新たな顧客の開拓等を実施するマーケティング人員、電話や電子メール等の手段を活用し顧客先へ訪問せずに顧客との商談を獲得する非訪問型営業であるインサイドセールス人員、実際に顧客先まで訪問し顧客を獲得する訪問型営業であるフロントセールス人員、顧客満足度を高めるため、提供しているサービスやシステムをその顧客が使いこなせるように導入支援やサポートを行い、顧客満足度を向上させ解約防止等を目指すカスタマーサクセス人員を採用する予定です。これにより、アプローチすべきエリア、業界等を適切に選定し、インサイドセールスが顧客の開拓を専門に行うことで顧客開拓の数と質を高め、それによりフロントセールスは顧客に寄り添える時間を最大化でき、カスタマーサクセスチームにより顧客満足度を向上させ解約率の低下を抑えることが可能と判断しております。

当該施策のための費用として、2020年10月から2022年3月までの間に151百万円の支出を予定しております。

本社機能移転及び支局の統廃合に関する投資及び費用

営業エリアごとに最適な営業人員を配置させる再編を行い、エリアの絞込みだけでなく、関内、湘南、城南、城東、立川、町田等の営業・制作拠点を統廃合することにより、営業活動を集中化させ、1人あたりの管理コストの効率化（営業管理、配布管理システムや会計システム等を刷新し月々に掛かる費用を減少させることや拠点が分散することによるコミュニケーションコストを削減すること、オフィスの座席数に余裕のある拠点への吸収、又は新たなオフィスを賃貸すること等も含まれます。）により、組織内の連携強化も実施いたします。また、現在麹町に所在する本社機能は、旧支配株主グループとの間の転貸借契約に基づくものであり、情報管理等の観点から、6月末頃を目途に移転を完了する予定です。

当該施策のための投資及び費用として、2020年6月から2022年3月までの間に15百万円の支出を予定しております。なお、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金のうち84百万円についても、当該施策のための投資及び費用として充当する予定です。

システム刷新に関する投資及び費用

フリーペーパー事業の新たなプラットフォームを開発するための一部作業について外注いたします。また、管理コストを効率化し、上場企業としてのコンプライアンスを網羅した、経営分析、業務効率化を兼ね備えた営業管理システム、配布管理システム、会計システム等に刷新し、コスト削減だけでなく1人あたりの管理コストの効率化を実施する予定です。

当該施策のための投資及び費用として、2020年6月から2022年3月までの間に70百万円の支出を予定しております。なお、第1回新株予約権の行使に基づく調達資金のうち30百万円についても、当該施策のための投資及び費用として充当する予定です。

M&A及び資本・業務提携に関する投資及び費用

当社グループは、これまで新規事業の立ち上げや開発力強化のためにM&A等を活用することはなく、自力で事業立ち上げを実施してまいりました。しかしながら、予想を超える収益環境の変化においては、事業の拡大及び収益の多角化をこれまで以上に加速させることが企業価値の向上に資するものと考え、そのための手法として、M&A等を含めた投融資資金の活用に取り組むことを決断いたしました。

M&A等の対象としては、当社のフリーペーパー事業の構造的な見直しに伴う新たなメディア事業を創出することができる企業、具体的にはデジタルプラットフォームを開発するエンジニアやデザイナーを有し、この開発したシステムを運用する能力のある企業を想定しております。また、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として新しい生活様式への変化が提唱されるなど社会全体が変革期にある状況を踏まえ、収益の多角化の観点から、フリーペーパー事業のみならずポストコロナにおいて発展性のある事業・業種を対象としたM&Aも視野に入れております。新型コロナウイルスへの対応のため、第1回新株予約権の発行以降、具体的なM&Aの検討までには至っておらず、現時点において、本格的な検討段階にある具体的なM&A・資本業務提携案件は存しないものの、財務健全性の維持は、希少なM&Aや資本業務提携の機会を迅速かつ柔軟な形で結実させるうえで極めて重要

な要素であり、そのような機会を逸しないためにも予め一定額の資金を確保しておくことが肝要であると考えております。そこで、当社は、創業からこれまでの間に実施又は検討したM&A及び資本業務提携案件の金額や件数を踏まえて、上記支出予定時期にわたって当社が想定する会社とのM&A及び資本業務提携のために、総額約996百万円の投資が必要になるものと判断いたしました。

なお、外部環境の変化等によりM&A等が実施されない場合、又は投融資資金に未充当額が生じた場合には、2022年3月末までを目処に、既存事業であるフリーペーパー事業のコンテンツ強化による集客力の向上等、既存事業の更なる成長・拡大をM&A等の投融資によらず自力で行っていくための事業規模の拡大に伴う資金に充当いたします。また、その際には適時に開示いたします。

また、今後のM&A及び資本業務提携については、これらの計画が決定された場合又は変更された場合等、進捗に伴い、適切なタイミングで開示を行ってまいります。

（後略）

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

(1)発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

<訂正前>

（中略）

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て当該評価額と同額で、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を0.63円としました。しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、本日付プレスリリース「連結子会社の異動（子会社株式の譲渡）に関する基本合意書締結及び特別損失の計上予定のお知らせ」で公表されている当社の連結子会社である株式会社リビングプロシードの株式の売却に係る基本合意書の締結及び本資金調達公表に伴う本日（発行決議日）以降の株価の値動きが反映されていません。そこで、当社は、かかる株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、条件決定日時点において、本日の発行の決議に際して用いた方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、本日以降の株価の上昇等を理由として0.63円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を本新株予約権の発行価額といたします。他方、本日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が0.63円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は、本日で決定された0.63円のままといたします。すなわち、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日における本新株予約権の価値が、発行決議日時点よりも上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、発行決議日時点における算定結果である0.63円を下回って決定されることはありません。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法（上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券） 注1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要 行使価額の修正」を参照）に準じて、条件決定基準株価の93%に相当する金額としました。また、行使期間については、全部コミット期間である約6ヶ月（126取引日）に、延長の上限である30取引日を加えて十分な期間となるよう、156取引日といたしました。

なお、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）注1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（4）本スキームの特徴 本新株予約権の下限行使価額の決定方法」に記載の通り、本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額（本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）に設定されています。これは、仮に、本日（発行決議日）現在の株価に基づいて下限行使価額を決定し、本日の公表を受け、希薄化懸念などの要因により当社の株価が下落した場合、条件決定時点において、当該時点の株価と下限行使価額が当社の想定している水準から大きく乖離し、今般の資金調達の実効性が大きく損なわれる可能性があるところ、かかる事態を避けるべく、下限行使価額を条件決定時点までの株価変動を考慮して設定することが望ましいと考えたためです。そのような株価変

動を考慮する期間としては、本新株予約権が第1回新株予約権の取得及び消却と同時期に発行されるものであり、本新株予約権のみによって大規模な希薄化を招くものではないことから、原則として2営業日で充分であるものと考えており、2営業日目に条件決定することがふさわしくない場合に備えて、3営業日目に条件決定する選択肢も予備的に設けております。

また、当社及び当社監査等委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断については、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査等委員会から、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められない旨の意見を得ております。

（後略）

<訂正後>

（中略）

当社は、発行決議日以降の株価の値動きの影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額とすることといたしました。

上記に基づき、当社は、第三者算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との間での協議を経て、発行決議日時点における本新株予約権1個の払込金額を発行決議日時点の評価額と同額である0.63円としました。また、株価変動等諸般の事情を考慮の上で2020年6月10日を条件決定日とし、条件決定日時点において想定される本新株予約権1個の払込金額を、条件決定日時点における評価結果と同額となる0.62円としました。その上で、両時点における払込金額を比較し、より既存株主の利益に資する払込金額となるように、最終的に本新株予約権1個の払込金額を0.63円と決定しました。当社は、本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準、第三者評価機関による本新株予約権の価値の評価結果を勘案の上、これらを総合的に検討した結果、本新株予約権の払込金額の決定方法及び本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行には該当しないものと判断いたしました。また、本新株予約権の行使価額は当初、行使価額の修正における計算方法（上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）注1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要 行使価額の修正」を参照）に準じて、条件決定基準株価の93%に相当する金額としました。また、行使期間については、全部コミット期間である約6ヶ月（126取引日）に、延長の上限である30取引日を加えて十分な期間となるよう、156取引日といたしました。

なお、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第2回新株予約権証券）注1．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由（4）本スキームの特徴 本新株予約権の下限行使価額の決定方法」に記載の通り、本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価の50%に相当する金額（本新株予約権の発行要項第11項の規定を準用して調整されます。）に決定しました。これは、仮に、発行決議日現在の株価に基づいて下限行使価額を決定し、発行決議日の公表を受け、希薄化懸念などの要因により当社の株価が下落した場合、条件決定時点において、当該時点の株価と下限行使価額が当社の想定している水準から大きく乖離し、今般の資金調達の実効性が大きく損なわれる可能性があるところ、かかる事態を避けるべく、下限行使価額を条件決定時点までの株価変動を考慮して決定することが望ましいと考えたためです。そのような株価変動を考慮する期間としては、本新株予約権が第1回新株予約権の取得及び消却と同時期に発行されるものであり、本新株予約権のみによって大規模な希薄化を招くものではないことから、2営業日で充分であるものと考えております。

また、本新株予約権の発行については、当社監査等委員会から、第三者算定機関は当社と顧問契約関係になく当社経営陣から独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、第三者算

定機関による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して第三者算定機関から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断でき、本新株予約権の払込金額も第三者算定機関によって算出された評価額と同額とされていることから、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（後略）